

さいたま市告示第667号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成31年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ビバモールさいたま新都心

所在地 さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表者氏名 代表取締役 橋 正喜

住所 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(7) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
店舗北側 駐輪場	115台
店舗南側 駐輪場	360台
店舗東側 駐輪場	63台
合 計	538台

(変更後)

位 置	収容台数
店舗北側 駐輪場	114台
店舗南側 駐輪場	72台
店舗東側 駐輪場	63台
合 計	249台

(4) 変更する年月日

平成31年11月15日

(5) 変更する理由

駐輪場運用変更のため。

2 届出年月日

平成31年3月14日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成31年4月16日から平成31年8月16日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成31年4月16日から平成31年8月16日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966